

## 戦後千葉県における特殊里親の養育実践

## — 「特殊児童」問題に里親制度が果たした役割—

○ 九州大学 田中 友佳子 (009614)

キーワード：特殊里親 特殊児童 塚本伴治

## 1. 研究目的

本報告で取り上げる特殊里親の養育実践は、「精神薄弱児」「精神異常児」「行動異常児」「教護児」などの「特殊児童」を、「児童福祉法」に基づく里親制度のもとで養育し、里親の営む梨農園などで能力に応じて指導を行った実践のことである。市川児童相談所長・塚本伴治により発案されたこの試みは、1953年から1970年代にかけて千葉県で実践され、特殊里親は約20世帯、委託児は60名に上った。本報告では、特殊里親が「特殊児童」を委託した経緯やその養育方法について論じることにより、当時の「特殊児童」の置かれた問題状況と里親制度が果たした役割を明らかにすることを目的とする。

1947年末に発足した里親制度は、戦災孤児浮浪児対策の一環として推進され、登録里親数・委託児童数は1950年代末にピークを迎えたものの、高度経済成長期に急減した。特殊里親が実践されたのは里親制度の導入から衰退に至る時期であり、里親に委託される「特殊児童」の増加や、里親養育の質向上が意識化された頃にあたる。また、同じ時期、障がい児者に関しては、精神薄弱児施設や療育施設など障がいの種別に応じて自立生活の知識技能を与えることを目的とする施設が設置されはじめた。しかし、「精神薄弱児」が18歳で施設退所を迫られる「十八歳の厄年」問題など、障がい児者の生活安定や自立自営には困難が付きまとった。特殊里親は、こうした里親制度と障がい児者をめぐる問題の重なる部分に位置付くものであり、本報告では社会的養護と障がい者福祉の接合部に光を当てる。

## 2. 研究の視点および方法

特殊里親について論じた先行研究は、管見の限り三吉明（1961）「精神薄弱児童の里子について」『月刊福祉』44巻3号が挙げられる。三吉は、特殊里親の委託児28名に聞き取り調査を行い、里子の知能や問題行動、生活状況などを考察した。しかし、三吉の研究は1960年代当時行われたものであり、特殊里親の歴史的意味を問うものではない。一方、本報告では、「特殊児童」の委託経緯と養育方法、自立自営までの道筋を考察し、特殊里親の養育実践が「特殊児童」問題とその対策にいかなる役割を果たしたのかを考察する。

主な史料として、塚本伴治（1964）『年輪—特殊児童の成長と里親の記録』井上書房（冊子『特殊里親地域と登録並委託要領』を収録）、千葉県社会事業史研究会編（1979）「千葉県における精神薄弱児・者福祉のあゆみ」『千葉県社会事業史研究』千葉県社会事業史研究会、1号、そして先に示した三吉明（1961）などを用いる。

### 3. 倫理的配慮

本報告は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に基づく。本報告で用いた史資料には、寄る辺の無い子どもや障がい児者等に対する偏見や差別的表現が含まれている。歴史的用語として注意深く用い、偏見や差別の助長を意図するものではない。

### 4. 研究結果

『特殊里親地域と登録並委託要領』によれば、委託時の里子の年齢は10代半ば、義務教育修了前後が殆どであった。「性能」部分には「魯鈍級」「白知級」などの言葉が並び、「性格異常」「肢体不自由児」の記載も見られる。また、所謂「欠損家庭」で育った者が多く、戦時戦後の混乱で孤児となった者も多数含まれていた。精神薄弱児施設や養護施設からの措置変更による委託の他に、世間体や養育困難を理由に実親が特殊里親の元に直接預けに来ることもあった。さらに、義務教育課程を「就学不明」「不就学」の里子、「免除児」「猶予児」は15%に上った。すなわち、施設や実家庭、学校から放出され、行き場のない「特殊児童」の新たな受け皿として、特殊里親は発案されたのである。

特殊里親は「多世代家族」が適しており、子育ての経験も豊富なことが望ましいとされた。実際に里子を養育した経験や、里子と共に育った経験のある者が全体の半数を占めた。「財も心も豊かな円満な家庭」で、主な収入源の梨や落花生の他、稲作、酪農、養鶏を営むなど「併業農家」であることも期待された。単一作業でなく、多様な「小はたらき」の中から里子に合う作業を選ぶことにより、生活や技術獲得への「適応化」が進むと考えられたためである。また、特殊里親の登録は親類縁者の紹介で広がり「地域的集団形態」を採っていた。一世帯のみでは「偏狭な「自己流」の躰や指導が強められるおそれ」があるとされ、「相互協力性」が重視された。児童相談所も集団の方が助言指導しやすく、里親相互の話し合いで息詰まりを解消したり、相互にケース研究を行うことができ、児童の安定性や性格形成に豊かさが加わるとされた。こうした特殊里親部落においては、養育上の問題を里父母やその家族のみで背負うことのないような繋がりがあった。これは、同じ時期に強調された、夫婦のみで里子を育てる「愛ある家庭」の里親像とは異なるものといえる。

### 5. 考察

特殊里親は、「特殊児童」の養育や自立自営を促すことに困難を抱えた施設や実親と、就労先など実社会との「仲介人」の役割を果たし、リービングケアやアフターケアの場を提供した。一方で、委託解除後も特殊里親のもとに留まった里子は多く、一時的な「仲介人」を超え、終わりの見えない「請負人」となる場合も多かった。「一生面倒を見る日本調コロニー」としての期待が、一部地域の「特殊」な実践に留まった一因と考えられる。

※本報告は JSPS 科学研究費助成事業（課題番号 17K13989）の研究成果の一部である。